

那覇市会計年度任用職員の募集について
こども教育保育課 【保健師等Ⅱ】 こども発達支援センター保健師

令和08年02月13日

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用の職に従事する職員を次のとおり募集します。なお、この募集は、採用に係る予算の確定により効力を有します。

募 集 期 間	令和08年02月17日	から	令和08年03月31日	まで
部 名	こどもみらい部	課 名	こども教育保育課	
グ ル ー プ 名	こども発達支援センター			
職 の 名 称	【保健師等Ⅱ】 こども発達支援センター保健師		採用予定人数	1 人
形 態 区 分	パートタイム職員		週の勤務時間	30 時間 00 分
職 務 内 容	(1) 発達支援児を受け入れている保育園、こども園等の巡回相談の企画・運営及び報告等に関する業務 (2) 保育園、こども園等を訪問し、専門的な支援を行う施設支援巡回相談の企画・運営及び報告等に関する業務 (3) 障がい及び発達の遅れのある子及び保護者への相談に関する業務 (4) 医療的ケアを必要とする子への対応及び職員への指導に関する業務 (5) 発達支援保育に係る研修の企画・運営及び報告等に関する業務 (6) その他所属長が指示する業務 変更の範囲 無 ()			
資 格 免 許 等	保健師又は看護師資格を有する者			
勤 務 地	こども発達支援センター 那覇市鏡原町10-40 駐車場の有無 無			
任 用 期 間	(開始日) 令和08年04月01日 ~ (終了日) 令和09年03月31日 翌年度以降、同一の職務内容の職が設置された場合の選考による当該職への再度の任用の有無 有 * 会計年度任用の職は、年度ごとに設置、廃止します。年度を超えた任期とすることはありません。 * 翌年度以降の再度の任用は、当該職員の能力の実証等の要件をふまえて行います。			
更 新 の 上 限	【無】 ※ただし、毎年度の選考による。			
勤 務 日 数	週	4	日	
勤 務 時 間	08時30分	～	17時00分	* シフト勤務等がある場合の勤務時間・休憩時間は、勤務時間に関する特記事項欄を参照ください。
休 憩 時 間	12時00分	～	13時00分	
時 間 外 勤 務	無	(月平均 時間)		
週 休 日 (休 日)	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日 慰霊の日			
休 暇 等	1 年次有給休暇 2 その他休暇等 ※採用の日に、任期及び勤務日数に応じた日数を付与 (1) 有給休暇(私傷病短期、子看護、夏季休暇、忌引、出産休暇ほか) (2) 無給休暇(私傷病長期、生理休暇、介護、育児休業ほか)			

那覇市会計年度任用職員の募集について
こども教育保育課 【保健師等Ⅱ】 こども発達支援センター保健師

給与等	基本報酬		時給	1,879	円程度	(月末締め翌月20日支給)	
			*職歴等により加算される場合があります。				
	通勤手当		常勤職員の例により支給 (月末締め翌月20日支給)				
			*勤務地までの通勤距離が2 km未満の場合は支給されません。				
	期末手当		有	*任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象			
	勤勉手当		有	*任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象			
	退職手当		無				
	その他手当		無				
	勤務時間	勤務時間外(1日7時間45分以内かつ週38時間45分以内で月60時間以内)					0%
	外、休日	勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間以内)					25%
等の割増	勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間超)					50%	
賃金率	休日勤務	35%	深夜(午後10時から午前5時まで)勤務	25%			
社会保険等	健康保険		有	*加入には一定の条件があります。			
	厚生年金		有	*加入には一定の条件があります。			
	雇用保険		有	*加入には一定の条件があります。			
選考方法	書類選考後に採用面接を実施						
勤務時間に関する特記事項	年に数回、行事のため休日出勤あり						
備考	・条件付採用期間あり：任用後一か月間（1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）						
	・屋内の受動喫煙対策あり：禁煙						
	※定員に達した場合など、募集期間内でも募集を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。						

【根拠法令等】

- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則
- ・那覇市職員の任免に関する規則
- ・那覇市那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

那覇市 こどもみらい部 こども教育保育課 こども発達支援センター			
担 当	町田久乃		
TEL	098-858-5206	FAX	098-858-5246